

第
4642
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 1月 7日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 電子帳簿による保存

Q：欠損金の繰越控除できる期間が9年に延長されたそうですが、欠損金を繰り越そうとすると9年前の帳簿が必要になると聞きました。そんなに過去の書類を保存しておくスペースもありません。何かよい方法はないですか？

A：税務署長の承認を受ければ、電子帳簿による保存が認められます。

【解説】

①原則的保存方法

帳簿書類の保存は、紙による保存が原則ですが、6年目以降の帳簿書類（一定の書類については4年目以降）は、一定の要件を満たすマイクロフィルムにより保存することができます。

②電磁的記録による保存方法

電子計算機を使用して作成する帳簿書類で一定の要件を満たすものは、DVD等に記録した電磁的記録のまま、又はその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（COM）により保存することができます。

③スキャナ読取りの電磁的記録の保存方法

保存すべき書類のうち、次の書類以外の一定の書類については、スキャナ読取りの電磁的記録による保存を行うことができます。
イ. 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

ロ. 取引の相手方から受け取った契約書、領収書等及び自己の作成したこれらの写し（記載金額が3万円未満のものを除く）

